

立教新座中学校学則

制定施行 2000年4月1日
変 更 2019年4月1日

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 本校は、キリスト教に基づく人格の陶冶を旨とし、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に準拠して、小学校を卒業した男子に中等普通教育を施し、真理と正義を愛し、自由と平和を尊び、自主的で責任感に富む人間を育成することを目的とする。

(名称)

第 2 条 本校は、立教新座中学校という。

第 2 章 学級編成及び収容定員

(学級編成及び収容定員)

第 3 条 本校の学級編成及び収容定員は、各学年 5 学級、1 学級 40 名とし、定員総数 600 名とすることを原則とする。

第 3 章 修業年限

(修業年限)

第 4 条 本校の修業年限は、3 年とする。

第 4 章 学年、学期、休業日等

(学年)

第 5 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第 6 条 学年を分けて次の 3 期とする。

- (1) 第 1 学期 4 月 1 日から 8 月 31 日まで
- (2) 第 2 学期 9 月 1 日から 12 月 31 日まで
- (3) 第 3 学期 翌年 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

(休業日)

第 7 条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 78 号）に規定する休日
 - (3) 県民の日を定める条例（昭和 46 年埼玉県条例第 56 号）に規定する休日（11 月 14 日）
 - (4) 創立記念日（5 月 5 日）
 - (5) 春季休業（3 月 25 日から 4 月 7 日まで）
 - (6) 夏季休業（7 月 25 日から 8 月 31 日まで）
 - (7) 冬季休業（12 月 25 日から 1 月 7 日まで）
- 2 前項第 5 号から第 7 号までの休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることがある。
- 3 第 1 項に掲げる休業日においても、教育上必要があるときは、授業を行うことができる。
- 4 非常災害その他急迫の事情があるとき又は教育の実施上特別の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第 5 章 教育課程、学習評価及び卒業

(教育課程)

第 8 条 本校の教育課程及び授業時間数は、別表第 1 のとおりとする。

(学業成績の認定)

第 9 条 学業成績は、学習成績及び日常生活態度の総合評価を基礎として認定する。ただし、学習成績については、試験を実施し、その結果により評価することがある。

(学業成績の通知)

第 10 条 学業成績は、学期末又は適当なときに保護者に通知する。

(進級・卒業)

第 11 条 進級及び卒業は、学業成績を基礎とし、教員会議の意見を聴いて、校長が認定する。

2 本校を卒業し、立教新座高等学校に入学を希望する者は、教員会議の意見を聴いて、校長が推薦する。ただし、推薦は、卒業年度に限り受けることができるものとする。

(卒業証書)

第 12 条 前条第 1 項により、生徒が本校所定の全課程を修了したと認められるときは、卒業証書を授与する。

第 6 章 入学、退学、転学、休学等

(入学を許可する時期)

第 13 条 入学を許可する時期は、学年の初めとする。

(入学資格)

第 14 条 本校の第 1 学年に入学することができる者は、小学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学許可)

第 15 条 入学志願者が定員を超過する場合は、試験の上選抜する。

2 立教小学校を卒業し、立教小学校校長の推薦を受けた者については、試験の一部又は全部を免除することができる。

(出願手続)

第 16 条 入学を希望する者は、保護者において本校所定の入学志願書及びその他の書類に別表第 2 に定める入学検定料を添えて、願い出なければならない。

(入学手続)

第 17 条 入学を許可された者は、保護者において本校所定の誓約書及びその他の書類に別表第 3 に定める入学金を添えて、本校が指定した期日までに提出しなければならない。

2 前項に定める手続きが指定の期日までに行われなときは、入学の許可を取り消す。

3 入学を許可された児童の保護者は、入学許可証を添えて、関係市区町村に届け出なければならない。

(転入学及び編入学)

第 18 条 他の中学校から本校に転学を希望する生徒があるときは、欠員がある場合に限り、選考の上転入学又は編入学を許可することがある。ただし、相当学年の前学年の課程を終えた者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(退学及び転学)

第 19 条 やむを得ない事情のために退学又は他の中学校に転学しようとする者は、保護者においてその事由を明記し、退学届又は転学届を校長に提出し許可を得なければならない。

(再入学)

- 第 20 条** 前条の規定により退学又は転学した者が、退学又は転学した日から 2 年以内に再入学を願い出た場合は、選考の上入学を許可することがある。ただし、立教新座高等学校への推薦入学を希望する場合は、3 年次の 9 月 1 日までに再入学していなければならない。
- 2 再入学を許可された者は、保護者において本校所定の誓約書及びその他の書類に別表第 3 に定める入学金を添えて、本校が指定した期日までに提出しなければならない。

(欠席、休学及び復学)

- 第 21 条** 欠席しようとする者は、保護者においてその都度届け出なければならない。
- 2 病気その他の事由でその学年間休学しようとする者は、保護者においてその事由を明記し、休学届に必要な書類を添えて校長に届け出なければならない。
- 3 前項の規定により、休学中の生徒が復学しようとするときは、保護者からその事情を明記した書類を添えて、校長の承認を得なければならない。

第 7 章 学 費

(入学金、授業料等)

- 第 22 条** 入学金、授業料及び維持資金（以下これらを総称して「学費」という。）は、別表第 3 及び第 4 のとおりとし、納入の方法及び時期については、別に通知する。

(学費の変更)

- 第 23 条** 学費は、事情により変更することがある。

(学費の納入及び減免)

- 第 24 条** 在籍者は、所定の学費（入学金を除く。以下本章において同じ。）を納入しなければならない。ただし、次の各号に掲げる者の授業料については、それぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 傷病のために休学する者 休学期間中の授業料を全額免除した額
 - (2) 退学、転学、転入学、編入学又は再入学をする者 別に定める額

(学費の滞納)

- 第 25 条** 正当な事由がなく、かつ、所定の手続きを行わず、学費を滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、退学を命ずることがある。また、学費の滞納がある者は完納となるまで卒業を認めない。

(納入金の不還付)

- 第 26 条** 既に納入した学費は、事情のいかんにかかわらず返還しない。

第 8 章 保護者及び保証人

(保護者)

- 第 27 条** 保護者は、次の各号に掲げる者とする。
- (1) 親権者又は後見人
 - (2) 成人で独立の生計を営む兄姉又は縁故者
- 2 保護者は、本校に対し、生徒に関する一切の責任を負う旨誓約した者でなければならない。

(保証人)

- 第 28 条** 保護者は、自己のほか、成人で独立の生計を営む者で、本校に対し、生徒に関する一切の責任を負うことができる者 1 人を保証人として定めなければならない。

(保護者及び保証人の変動)

- 第 29 条** 保護者又は保証人が死亡したり、又はその要件を欠いたりしたときは、これに代わって保護者又は保証人になろうとする者が、その旨を届け出なければならない。
- 2 保護者又は保証人が氏名又は住所を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

第 9 章 賞 罰

(表彰)

第 30 条 次の各号のいずれかに該当する者は、表彰する。

- (1) 学習成績及び日常生活態度が他の模範とするに足る者
- (2) 出席状況が良好な者

(懲戒)

第 31 条 生徒が本校学則その他の規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、懲戒処分を行うことがある。

- 2 前項の懲戒は、訓告及び退学とする。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、退学させることがある。
 - (1) 操行不良で改善の見込がないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
 - (3) 正当な事由がなく、出席常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱した者
 - (5) その他生徒としての本分に反した者

第 10 章 教職員組織

(教職員組織)

第 32 条 本校に、次の教職員を置く。

- (1) 校長
 - (2) 副校長
 - (3) 教頭
 - (4) チャプレン
 - (5) 教諭
 - (6) 司書教諭
 - (7) 養護教諭
 - (8) 講師
 - (9) 職員
 - (10) 実習助手
 - (11) 学校医
 - (12) 学校歯科医
 - (13) 学校薬剤師
- 2 校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。
 - 3 副校長は、必要があるときに置くことができる。
 - 4 副校長は、校長の指示により、校務を担当する。
 - 5 教頭は、校長（副校長を置く場合は校長及び副校長）を補佐し、校務を整理する。

第 11 章 雑 則

(奨学金)

第 33 条 学業成績及び日常生活態度が良好で家計急変により学費不十分と認められる者のうち、奨学金の貸与を願い出る者に対しては、別に定める「立教新座中学校生徒奨学金貸与規程」により学費の貸与を行う。

(細則)

第 34 条 この学則に必要な細則は、校長が定める。

附 則

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2019年4月1日から施行する。

別表第1 教育課程及び授業時間数【週あたり時間数】表（第8条関係）

区 分		第1学年	第2学年	第3学年
必 修 科 目	国 語	175 (5)	175 (5)	175 (5)
	社 会	140 (4)	140 (4)	140 (4)
	数 学	175 (5)	175 (5)	175 (5)
	理 科	105 (3)	140 (4)	175 (5)
	音 楽	70 (2)	35 (1)	35 (1)
	美 術	45 (1)	35 (1)	35 (1)
	保 健 体 育	105 (3)	140 (4)	105 (3)
	技 術・家 庭	70 (2)	70 (2)	35 (1)
	外 国 語	210 (6)	175 (5)	210 (6)
	小 計	1095 (31)	1085 (31)	1085 (31)
礼拝・キリスト教(道徳)		35 (1)	45 (1)	45 (1)
特 別 活 動		35 (1)	35 (1)	35 (1)
総 合 的 な 学 習		70 (0)	70 (0)	70 (0)
合 計		1235 (33)	1235 (33)	1235 (33)

別表第2 入学検定料（第16条関係）

入学検定料	30,000円
-------	---------

別表第3 入学金（第17条,第22条関係）

入学金	300,000円
-----	----------

備考 再入学の場合は、2分の1相当額を納めなければならない。

別表第4 授業料及び維持資金（第22条関係）

授業料	全学年	年額	624,000円
維持資金	全学年	年額	310,000円

